平成２３年（フ）第３９４号
鹿児島県鹿児島市吉野町5367番地３
債務者　池元　仁子
1　決定年月日時　平成23年８月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月24日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第４０１号
鹿児島県鹿児島市荒田２丁目61番10号　Ｍ７ビル502号
債務者　榎元　麻実
1　決定年月日時　平成23年８月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月24日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第８７号
鹿児島県姶良市平松4601番地８
債務者　田島　成美
1　決定年月日時　平成23年８月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月24日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２３年（フ）第８９号
鹿児島県霧島市溝辺町有川841番地１　十文字団地２号棟421号
債務者　小松　芳基
1　決定年月日時　平成23年８月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月24日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２３年（フ）第９５号
鹿児島県姶良市脇元643番地、住民票上の住所鹿児島県姶良市加治木町木田2240番地21
債務者　徳重　裕子
1　決定年月日時　平成23年８月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月24日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２３年（フ）第６１号
長野県諏訪市渋崎1792―404フレグランスＢｅ202号室、住民票上の住所長野県茅野市宮川11144番地１グリーンビレッジＥ201号
債務者　伊藤　寛昭
1　決定年月日時　平成23年８月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月25日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２３年（フ）第６７号
長野県諏訪市清水１丁目１番７号　201号
債務者　上田　進一
1　決定年月日時　平成23年８月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月25日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２３年（フ）第１０２１号
京都市右京区太秦辻ケ本町31番地５　太秦ハイツ101号
債務者　藤本　忠司
1　決定年月日時　平成23年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月25日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１１３１号
京都市右京区西院西貝川町30番地１　四条グランドハイツＡ棟508号
債務者　竹島　　薫
1　決定年月日時　平成23年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月25日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１１６０号
京都市中京区西ノ京北小路町20番地　市営住宅２棟405号
債務者　矢野　克典
1　決定年月日時　平成23年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月25日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１１６７号
京都市中京区柳馬場通六角下る井筒屋町407番地　シティハウス302号
債務者　森崎　義明
1　決定年月日時　平成23年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月25日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１１６８号
京都市中京区柳馬場通六角下る井筒屋町407番地　シティハウス302号
債務者　森崎　房子
1　決定年月日時　平成23年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月25日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１１７３号
京都府木津川市木津川台５丁目17番地８
債務者　田中　恵子（旧姓森崎）
1　決定年月日時　平成23年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月25日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１１１号
広島県呉市西中央３丁目８番22―1102号
債務者　橋田　治美
1　決定年月日時　平成23年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月25日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２３年（フ）第１１２号
広島県呉市西中央３丁目８番22―1102号
債務者　橋田小夜子
1　決定年月日時　平成23年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月25日まで
広島地方裁判所呉支部